

旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第16条第12号に規定する計画の提出について

平成27年度の改定により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めることが必要となりました。

この取扱いについて、次のとおりといたしますので、各事業所におかれましては御理解と御協力をお願いいたします。

【居宅介護支援事業所】

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明をし、文書により利用者の同意を得てください。
- ② 同意を得た後、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者へ交付してください。
- ③ 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めてください。〔義務〕
なお、個別サービス計画の提出依頼をする趣旨を説明したうえで、居宅サービス事業者から提出を受けられなかった場合は、その旨を支援経過に記録してください。

【居宅サービス事業所】

- ① 居宅サービス事業所は、目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した個別サービス計画を作成してください。
なお、個別サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する必要があります。
- ② 居宅サービス事業所は、個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明をし、利用者の同意を得てください。
同意については、いつ、誰に説明をし、同意を得たかがわかるようにしておいてください。
- ③ 利用者の同意を得た個別サービス計画について居宅介護支援事業所から提出を求められた場合、提出は義務付けられてはませんが、求めに応じて個別サービス計画を提出するよう努めて下さい。〔努力義務〕

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について第二の3の(7)⑫】

居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性を高め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要である。

このため、基準第13条第12号に基づき、担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認することとしたものである。

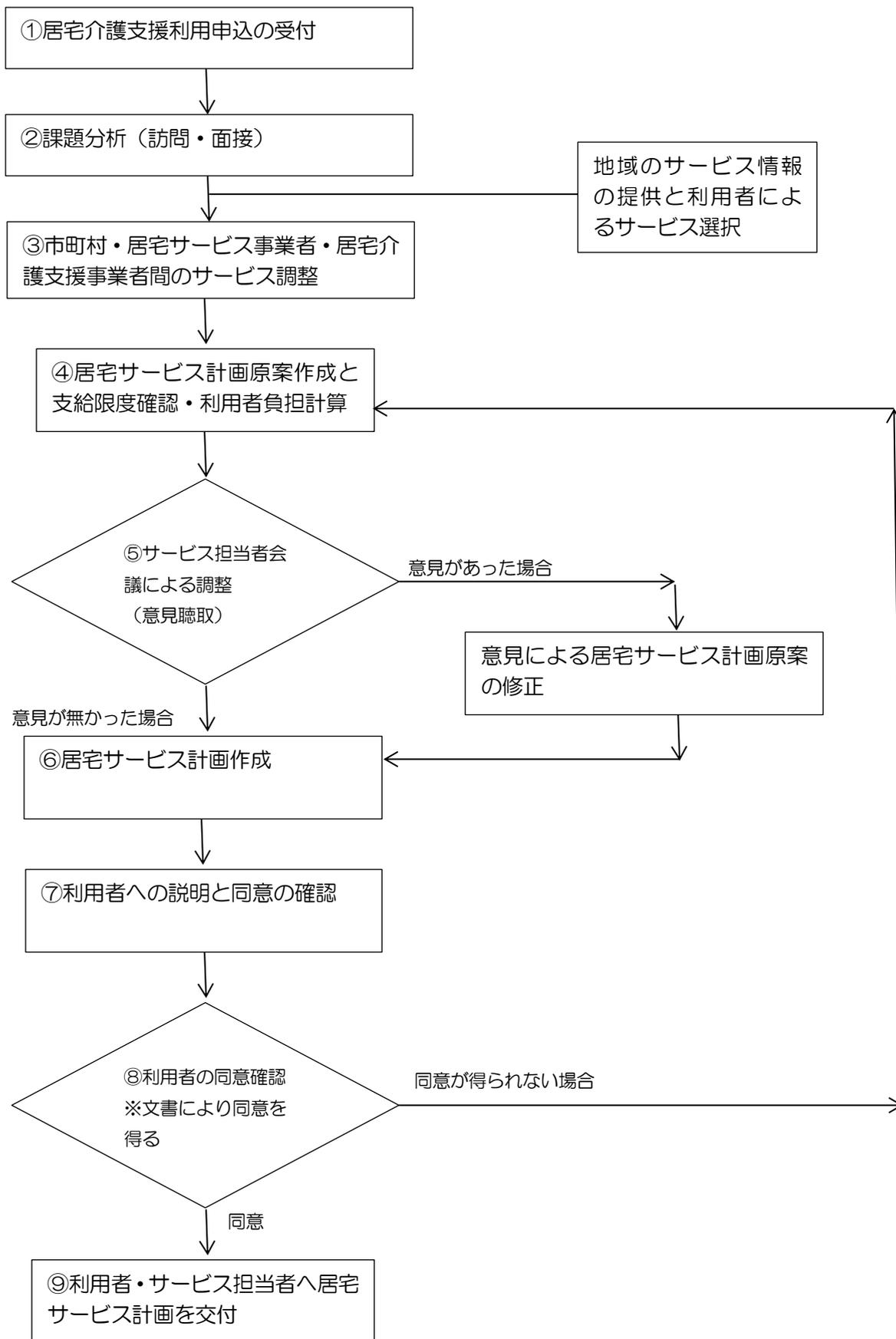
なお、介護支援専門員は、担当者と継続的に連携し、意識の共有を図ることが重要であることから、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認については、居宅サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましい。(以下略)

【指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について第三の一の3(13)⑥】

【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について第三の一の4(16)⑫】

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。

※訪問介護計画は訪問看護計画、訪問リハビリテーション計画、通所介護計画、通所リハビリテーション計画、短期入所生活介護計画、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画、夜間対応型訪問介護計画、認知症対応型通所介護計画と読み替える。



計画の作成等について

	居宅介護支援事業所	サービス提供事業所
	居宅サービス計画	個別サービス計画
新規にサービスを利用開始する時	○	○
認定の更新を受けた時	○	△ <ul style="list-style-type: none"> サービス提供内容を変更する、計画書の記載内容を変更する（目標期間の変更等を除く）など、計画の変更が必要な時に再作成が必要。 なお、計画を再作成しない場合、判断を行った日付と「認定の更新を受けたが、心身等の状況及びサービス提供内容等に変更がないため計画を再作成しない」旨を支援経過記録等に記載しておくことが望ましい。
区分変更の認定を受けた時	○	△ <ul style="list-style-type: none"> サービス提供内容が変更になる、計画書の記載内容を変更する（目標期間の変更等を除く）など、計画の変更が必要な時に再作成が必要。 なお、計画を再作成しない場合、判断を行った日付と「区分変更の認定を受けたが、サービス提供内容等に変更がないため計画を再作成しない」旨を支援経過記録等に記載しておくことが望ましい。
利用者の心身の状況の変化によりサービス内容を変更する時	○	△ <ul style="list-style-type: none"> サービス提供内容が変更になる、計画書の記載内容を変更する（目標期間の変更等を除く）など、計画の変更が必要な時に再作成が必要。 なお、計画を再作成しない場合、判断を行った日付と「心身等の状況に変化があったが、サービス提供内容等に変更がないため計画を再作成しない」旨を支援経過記録等に記載しておくことが望ましい。
同一事業所でのサービス提供回数が週1回増減する時	△ <ul style="list-style-type: none"> 利用者の心身の状況等には変化なく、利用者の希望等により提供回数が週1回増減する場合等で、軽微な変更として取り扱う場合は、計画の再作成を省略可能。 ただし、既存の計画書を見え消して修正するとともに、変更の意思決定を行った日付と軽微な変更を行う旨計画書の余白等に記録する。 あわせて、支援経過記録等に軽微な変更を行う理由等を記録する。 	○ <ul style="list-style-type: none"> サービス提供回数が増減する場合は、計画の再作成が必要。
長期・短期目標期間の終期を迎えた時	△ <ul style="list-style-type: none"> 目標期間の更新のみであれば、軽微な変更として計画の再作成を省略可能。 ただし、既存の計画書を見え消して修正するとともに、目標期間を変更した日付と軽微な変更を行う旨計画書の余白等に記録する。 あわせて、支援経過記録等に目標期間の更新の軽微な変更を行う旨記録する。 なお、目標内容が変更となる場合やサービス提供内容等が変更となる場合は、計画の再作成が必要。 	△ <ul style="list-style-type: none"> 目標期間の更新のみであれば計画の再作成を省略可能。 ただし、既存の計画書を見え消して修正するとともに、目標期間を変更した日付と目標期間の更新を行う旨計画書の余白等に記録する。 あわせて、支援経過記録等に目標期間を変更する旨記録する。 なお、サービス提供内容等が変更となる場合等は、計画の再作成が必要。

※○：計画作成必要、△：状況によって計画作成必要

業務管理体制の整備について

介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

新規事業所の指定を受けた場合や、届出事項に変更があった場合は、遅滞なくその旨を当該届出先に届け出てください。

●届出事項（介護保険法施行規則第140条の40）

- ・事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ・法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- ・業務が法令に適合することを確保するための規定の概要（指定又は許可を受けている事業所又は施設の一が20以上の事業者の場合に限る）
- ・業務執行の状況の監査の方法の概要（指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が100以上の事業者の場合に限る。）

※法令遵守責任者＝法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

区分	届出先
①事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
②事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
③全ての事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
④全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
⑤地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

介護サービス事業者の皆様へ

平成27年4月1日から 介護サービス事業者の業務管理体制の 整備に係る届出書の届出先が変わります

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号)により介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正され、平成27年4月1日から介護保険法第115条の32に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の届出先が下記のとおり変更となります。

【現行】		【平成27年4月以降】	
事業所等の所在状況	届出先	届出先	
3以上の地方厚生局の区域	厚生労働大臣(本省)	厚生労働大臣(本省)	
2以上の都道府県の区域、 かつ、2以下の地方厚生局の区域	地方厚生局長	事業者の 主たる事務所が所在する 都道府県知事	
1の都道府県の区域 うち、1の指定都市の区域	都道府県知事	都道府県知事	
1の市町村の区域 ※地域密着型サービスに限る。	市町村長	指定都市の長	
		市町村長	

※ この法改正による届出先の変更に伴い、対象となる介護サービス事業者から改めて届出書の提出は必要ありません。



厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

<介護職員処遇改善加算の取扱いについて>

1) 平成27年度実績報告書の提出について

介護サービス事業者等は、各事業年度における国保連から事業所へ最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに介護職員処遇改善実績報告書（以下「実績報告書」）を提出することとなっています。

つきましては、通常どおりの請求がされている事業所については、7月末日（3月サービス提供分＝4月請求、審査→5月支払い）までに実績報告書を提出いただくこととなりますので、あらかじめ書類の整理をし、期日までに御提出くださいますようお願いいたします。

なお、平成27年度からは加算（I）を算定している事業所の一部では上乗せ相当分を用いて計算することができ、それに伴い様式も変更となっていることから留意願います。（平成27年度計画で、上乗せ相当分を用いて計算する旨の内容で提出いただいている場合は、報告についても同じ方法での比較となります。）

平成27年度の実績報告書を提出する際の添付資料等については6月中旬頃に別途ホームページ上でお知らせする予定としています。

2) 加算要件の確認の徹底について

介護職員処遇改善加算については、加算の要件等を今一度確認し、適切に運用をしてください。

なお、平成27年3月31日付けで厚生労働省から「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」が示されていますので、処遇改善加算を算定している事業者におかれましては必ずお読み下さい。

また、提出いただいた実績報告書については、実地指導の際に賃金台帳等により支給状況を確認させていただいておりますので、各事業所では関係書類を整理くださいますようお願いいたします。

3) 対象職員及び対象経費について

加算による賃金改善の対象となる介護職員は、指定基準上の訪問介護員等、介護職員、介護従業者として勤務した者です。他の職種のみに従事している者は対象になりません。

対象となる経費は、介護職員の賃金改善に限られますので、他の用途（消耗品費等）及び介護職員以外の賃金等には充当できません。また、賃金・給与（労働の対価）に区分されるものに限られますので、食事補助、制服支給、資格取得経費などにも充当できません。

介護職員の賃金改善に係る経費については、当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含むことができるとされていますが、計算方法に誤りが無いよう留意願います。

例)

160,000円



増加に伴う法定福利費
(事業主負担分※従業員負担分ではないことに御注意下さい)
※健康保険料率 10.15%とした場合の計算例

- ① 処遇改善前の賃金での法定福利費＝6,801円
 $134,000円 \times 10.15\% \div 2 = 6,801円$
- ② 処遇改善により増加した賃金での法定福利費＝8,120円
 $160,000円 \times 10.15\% \div 2 = 8,120円$
 $8,120円 - 6,801円 = 1,319円$

賃金改善分 26,000円と 1,319円の 27,319円を「賃金改善を行った場合の賃金総額」とすることができます。

※ただし、法定福利費については合理的な計算方法により概算での算出も可とし、26,000円 \times 10.15% \div 2 \approx 1,320円として計算することもできます。
● 厚生年金保険料、介護保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料も同様の考え方とします。
● 障害福祉サービス事業の福祉・介護職員処遇改善については、別に厚生労働省から発出されている通知を参照してください。